

4041-2458
令和5年4月28日

株式会社水ノ月
訪問看護ステーションみなづきの長 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関の指定について

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、指定医療機関として下記1のとおり指定します。

なお、この指定は下記2の条件を付して行うものであり、医療費助成の対象は、下記3をすべて満たすものに限りまますので、御留意ください。

記

1 指定内容

- (1) 指定医療機関等名称：株式会社水ノ月 訪問看護ステーションみなづき
- (2) 指定番号：45H0000206
- (3) 指定期間：令和5年5月1日～令和10年12月31日
- (4) 医療機関所在地：西諸県郡高原町大字西麓88番地

2 指定の条件

- (1) 名称、所在地、開設者の住所・氏名又は名称、保険医療機関である旨、標榜している診療科名、役員の氏名及び職名等申請書に記載すべき事項に変更があった時、当該医療機関の業務を休止・廃止・再開した時若しくは医療法等に基づき当該医療機関に係る処分（病院等の開設許可の取消し等）を受けた時は、速やかに届け出ること。
- (2) 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

3 医療費助成の対象

- (1) 指定医療機関による医療であること。
- (2) 受給者証に記載された疾病（及びその疾病に付随して発現する傷病）に対する医療であること。
- (3) 保険診療の対象となる医療であること。

（文書取扱 中央保健所）